

令和6年度 障害者職業生活相談員 資格認定講習 のご案内

受講対象者

障害者を5人以上雇用する事業所で、新たに障害者職業生活相談員として「選任される予定」の方、およびこれに準ずる方

受講料

受講料は無料

募集を終了しました

	形式	開催日	会場	定員	申込期間
第1回	オンライン型	9/18 (水) 9/19 (木)	受講者様でご準備ください。* 裏面の受講規約をお読み願います。	130名	7/1(月)~8/2(金)
	集合型 (任意参加)	・事例紹介 (総合メディカル(株)様) ・意見交換会	リファレンス駅東ビル 5F会議室 (福岡市博多区博多駅東1-16-14)	50名	
第2回	オンライン型	11/18 (月) 11/19 (火) 11/20 (水)	受講者様でご準備ください。* 裏面の受講規約をお読み願います。	130名	~10/4(金) ~9月6日(金) ※応募者多数のため 締め切り日を変更させ ていただきました
第3回	オンライン型	12/16 (月) 12/17 (火) 12/18 (水)		80名	
第2回 第3回	集合型 (任意参加)	11/25 (月) ・事例紹介 (株ピー・ピー・シー様) ・意見交換会	リファレンス駅東ビル 5F会議室 (福岡市博多区博多駅東1-16-14)	50名	

オンライン型は、3日間全ての受講が必要です。

1日目 13:00~16:55 2日目 13:00~16:35

講習時間 3日目 11:00~16:00 (昼休憩 12:00~13:00)

集合型(任意参加) は、13:00~16:50

※第3回のオンライン型を受講の方も、第2回の集合型への参加が可能です。

○裏面の注意事項をご確認の上、右のQRコードまたは、下記URLより【福岡支部ホームページ】にアクセスし、
【令和6年度 障害者職業生活相談員資格認定講習】に掲載の申込みフォームから、お申し込みください。

<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/fukuoka/ninteikousyu-hukuoka.html>

【福岡支部ホームページ】→「障害者雇用支援の詳細」→【令和6年度 障害者職業生活相談員資格認定講習】→ 申込みフォーム → 必要事項入力 → 送信



※QRコードは、(株)デンソーウェブの登録商標です

申込方法

○受講決定者には、申込み締切後に「受講通知書」を郵送いたします。

○受講申込み者多数の場合は、優先順位に基づき人数調整させていただきます。

○集合型では、障害者職業生活相談に関する企業様の事例を共有したり、ご担当者様同士で意見交換を行うことにより、職業生活相談のレベルアップが図れる科目となっています。積極的なご参加をお願い致します。

J E E D 福岡支部 検索

・オンライン型のすべてのカリキュラムを受講された方には修了証書を交付します。

・過去に修了証書を受け取られた資格認定者の方は、本受講対象外です。

・会場にお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

※ 受講のためのオンライン環境や部屋などをお持ちでない方は、下記までお問い合わせ願います。

【お問い合わせ先】



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

福岡支部

高齢・障害者業務課

〒810-0042 福岡県福岡市中央区赤坂1丁目10番17号 しんくみ赤坂ビル6階

TEL. (092) 718 - 1310

[受講申込みフォーム入力に際する留意事項]

1. 集合型の任意受講科目は資格要件ではありません。事例紹介や意見交換をすることにより、障害者職業生活相談のレベルアップを図ることを目的に、福岡支部として独自に開講します。奮ってのご参加をお願い致します。
2. 受講申込みフォームの受講希望理由に記載されている「実務経験」による資格要件は、下記をご確認ください。
3. 「受講に際して必要な障害等への配慮」は、講習を円滑に受講いただく準備のために確認するものであり、受講決定可否の判断及びその他の目的に使用することはありません。個別の事情は、受講決定後に改めて伺いますので、支障のない範囲でご入力ください。
4. 記載された情報は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構において適正に管理し、障害者職業生活相談員資格認定講習を適切に実施することを目的として、また当機構において実施する各種研修等の情報提供のために使用します。
(受講希望者が複数の場合、ご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。)

(注)厚生労働省令で定める資格

- 職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学の長期課程の指導員訓練(福祉工学科に係るものに限る)の修了者又はこれに準じる者として厚生労働大臣が定める者
- 学校教育法による大学もしくは高等専門学校(旧専門学校を含む)の卒業生又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学の長期養成課程の指導員訓練(福祉工学科に係るものを除く)、特定専門課程もしくは特定応用課程の高度職業訓練、職業能力開発大学校もしくは職業能力開発短期大学校の専門課程の高度職業訓練もしくは職業能力開発大学校の応用課程の高度職業訓練の修了者もしくはこれらに準じる者として厚生労働大臣が定める者で、その後1年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
- 学校教育法による高等学校(旧中等学校令による中等学校を含む)又は中等教育学校の卒業生(学校教育法施行規則第150条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む)で、その後2年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
- その他の者で、3年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
- 上記に掲げる者に準ずる者(※)

(以上「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則」より引用)

※「上記に掲げる者に準ずる者」とは、職場適応援助者養成研修修了者又は「個別的なサポートを行う支援者を必要とする障害者」を支援する者に対する研修(国の機関の職員に対する障害者の職場適応援助者養成事業)修了者を指します。

※オンライン配信を受講する場合、下記の受講規約を承諾したものとします。

<オンライン配信受講に係る受講規約>

1. 受講の準備

- (1)受講者の負担においてセキュリティが確保されたネットワーク環境を確保した上で、受講してください。フリーWi-Fiなど暗号化されていないネットワークは使用しないでください。
- (2)オンライン配信はZoomを利用します。端末には最新のマルウェア対策ソフトをインストールしてください。
- (3)受講に当たっては、事前に送信した資料をお手元にご準備ください。
- (4)オンライン配信が受講できる環境であることを確認するために、受講開始前に接続テストを行いますので、ご協力をお願いします。
- (5)オンライン配信の受講に必要なURLは適切に管理し、受講者以外の方がアクセスすることのないようにしてください。

2. 受講の留意点

- (1)オンライン配信に係る著作権は機構に帰属します。配信内容の録音、録画、撮影、電子媒体への取込み、SNSやYouTube等による拡散等は絶対に行わないでください。違反があった場合には、著作権侵害、講師の肖像権侵害の問題となります。
- (2)受講中はカメラ及びマイクの設定は事務局の指示がない限り常にOFF(ミュート)にしてください。なお、機構にて強制的に映像・音声の操作を行うことがあります。受講中、講師へのチャット機能による質問等には個人情報等機微情報は含めないようにしてください。
- (3)一定時間の受講確認ができないと機構が判断した場合は、当該科目を受講したとみなされない場合があります。
- (4)下記行為について確認された場合は、受講を停止させる場合があります。
 - ①法令又は公序良俗に違反する行為、犯罪行為に関連する行為
 - ②他の受講者または第三者のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、不正アクセス・妨害したりする行為
 - ③機構が受講を承認していない者を同席させたり、受講者に代わって受講させたりする行為、なりすまし行為
 - ④宣伝、広告、勧誘または営業行為、或いは反社会的勢力に対して直接又は間接に利益を供与する行為
 - ⑤その他、機構が不適切と判断する行為

3. オンライン配信の中止

以下のいずれかの事由があると判断した場合、受講者に事前に通知することなくオンライン配信の全部又は一部の提供を中止することがあります。

- ①地震、落雷、火災、停電又は天災や機構が利用する通信回線の不具合等により、オンライン配信が困難となった場合
- ②その他、機構がオンライン配信の実施が困難と判断した場合

4. オンライン配信の受講ができなかった場合の取扱い

- (1)何らかの原因でオンライン配信を中止した場合、又は受講者自身の原因でオンライン配信が受講できなかった場合は、今後開催する障害者職業生活相談員資格認定講習(オンライン配信かどうかは問いません。)を受講いただくこととなります。
- (2)(1)のうち、オンライン配信により一部の科目が受講できなかった場合は、受講できなかった科目を受講できた時点で修了したものとします。ただし、オンライン配信の一部が未受講となった年度の翌年度末までの取扱とします。

5. 損害賠償

受講者は、本受講規約及び法令の定めにより、機構又は第三者(講師を含みます。以下同じです。)に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

6. 免責事項

オンライン配信に関連して発生した受講者、受講者の所属企業又は第三者の損害について、機構は一切の責任を負わないものとします。ただし、機構に故意又は重大な過失がある場合を除きます。

7. 専属的合意管轄

オンライン配信に関して紛争が生じた場合には、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。